

本宮市太陽光発電施設の維持管理及び撤去処分に 関する要綱の概要

目 的

固定価格買取制度が創設されて以来、本市においても太陽光発電を中心に導入が拡大していることから、太陽光発電施設の事業者（設置者及び管理者）における、FIT法及びFIT法施行規則、事業計画ガイドラインについての遵守状況を確認していくことで、本市地域環境の保全を図り、良好な生活環境及び地域の自然環境を維持するため本要綱を定める。

対 象

事業区域の面積が 1,000 m²以上の太陽光発電施設

※本宮市開発事業指導要綱に基づく適用対象を採用

事業者提出を求める届出

1. 【計画】 FIT法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画認定書（写し）
2. 【開始】 施設の運用を開始時に運用開始等届（停止、再開、廃止も同様）
3. 【撤去】 事業終了後に撤去・処分完了届（産業廃棄物管理票の写しを添付）
4. 【承継】 設置者の地位を継承した場合、地位承継届
5. 【報告】 設置費用報告（初回）と運転費用報告（年1回）

その他、事業者を求める内容

- ①災害時及び廃止後の措置に充てる費用の積立
- ②自然災害で設備が破損した場合に必要な措置を行う
- ③市の立入検査を受け入れること

勧告と公表

届出の不履行や虚偽の届出が確認された場合、事業者へ必要な措置を行うよう勧告し、それに従わない場合には、氏名・住所等を公式ウェブサイト等に掲載し公表する。